

[別紙1]

## 随意契約理由書

件名	いすゞ純正部品購入
契約の相手方	いすゞ自動車近畿株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<p>随意契約の相手方を選定した理由</p> <p>本件で調達する部品は、いすゞ自動車製バスの主要部品であり、他社製の部品では互換性を確保できないため、いすゞ純正部品を指定して購入するものである。</p> <p>各地域には、いすゞ自動車(株)のバス・トラック国内販売会社があり、近畿地域においては、上記契約の相手方が総販売会社である。</p> <p>上記契約の相手方以外では、4万点に及ぶいすゞ純正部品の安定供給を行うことはできないため、上記契約の相手方との随意契約を依頼するものである。</p>	
担当部署	交通局自動車部市バス車両課車両計画係 (電話番号 078-992-3333)